

瀬戸内海環境保全基本計画の変更について

- 令和3年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、同法に基づく瀬戸内海環境保全基本計画を変更
(昭和53年4月の策定以降、これまでに平成6年、平成12年、平成27年に変更を実施)
- 法の基本理念に加えられた「気候変動」の観点も踏まえ、新しい時代にふさわしい「里海づくり」を総合的に推進

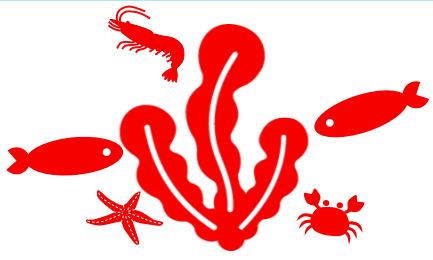
新・基本計画のポイント

- 各地域が主体となって、地域の実情に応じた「海域ごと」、「季節ごと」の視点を踏まえ、きめ細やかな**栄養塩類の管理**や**藻場・干潟等の保全・再生・創出**といった「**里海づくり**」を推奨
- **気候変動**や**海洋プラスチックごみ**といった、近年クローズアップされてきた課題については、個々の地域での取組に加え、**内陸域も含む瀬戸内海地域全体で連携した取組を促進**

「瀬戸内海の水質改善」から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ



栄養塩類の「排出規制」一辺倒から
きめ細かな「管理」への転換



温室効果ガスの吸収源ともなる
藻場の再生・創出を後押し



瀬戸内海を取り囲む地域全体で
海洋プラごみの発生抑制を推進

<基本的な施策>

| | |
|---|---|
| <p>水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減、下水道等の整備の促進や管理技術の向上、湾奥部をはじめとする底層環境等の改善、順応的な栄養塩類の管理、水産資源を含む生物の生息環境の整備 等</p> | <p>海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等 海岸漂着物等の除去及び内陸地域を含む発生抑制の推進、プラスチックごみ対策の推進、循環経済への移行 等</p> |
| <p>沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全</p> | <p>気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進 監視測定の充実及び調査研究等の推進、技術開発の促進等、最新の科学的知見に基づく評価 等</p> |
| <p>自然海浜の保全及び沿岸域の環境再生、埋立てに係る環境配慮の確保、地域資源の再発見及びエコツーリズムの推進 等</p> | <p>基盤的施策の着実な実施 環境保全思想の普及及び広域的な連携の強化、情報提供及び広報の充実、環境教育・環境学習の推進 等</p> |